

丸山墓地公園施設基準

《丸山墓地公園管理規則》

(聖地の施設)

第2条 聖地に設置できる施設基準は、別表第1に定めるものでなければならない。

(工事施工手続等)

第7条 使用聖地に施設を設置又は改修をしようとする使用者は、町長に届出をし、承認を受けなければならない。また工事が完了したときも同様とする。

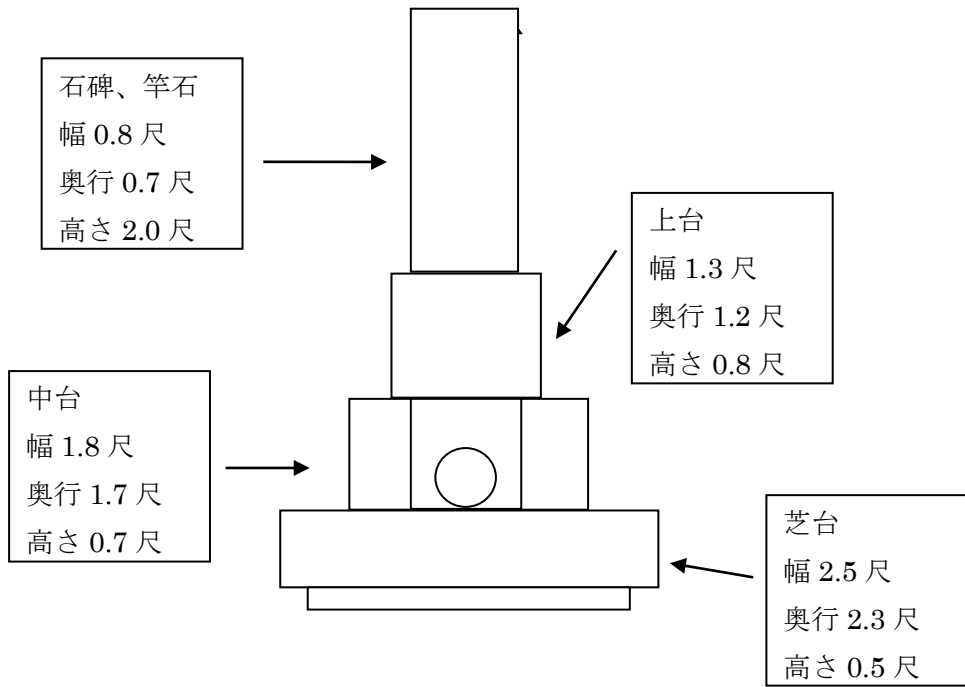
2 使用者は、工事の施工等によって、使用許可を受けた聖地以外の場所を使用したときは、工事の終了後、直ちに使用場所を原形に復し、町長の承認を受けなければならない。

富士見町では、指定管理者に（社）富士見町開発公社を指定しています。上記文中の「町長」は「指定管理者」と読み替えてください。

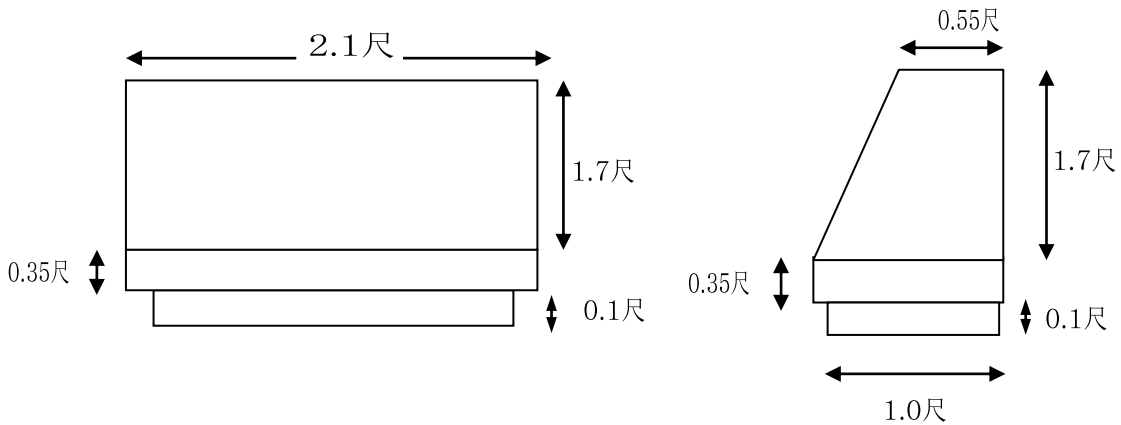
別表第1(第2条関係)

施設	基準	
碑石 (和式)	幅	75センチメートル以内 ただし石碑の幅 25センチメートル以下
	奥行	70センチメートル以内 ただし石碑の奥行25センチメートル以下
	高さ	地表から120センチメートル以内 ただし石碑の高さ60センチメートル以下
碑石 (洋式)	幅	75センチメートル以内 ただし石碑の幅 65センチメートル以下
	奥行	50センチメートル以内 ただし石碑の奥行25センチメートル以下
	高さ	地表から70センチメートル以内 ただし石碑の高さ55センチメートル以下
骨堂	地下に埋蔵し地表に出ないもの	
植栽	高さ150センチメートル以下のツツジ類、ドウダン、八手、玉イブキ、芝ツゲ、芝等で霊園の風致を害さないもの	
その他	石碑の他に高さ60センチメートル以下、幅60センチメートル以下、奥行30センチメートル以下のもの	

《和式の例》



《洋式の例》



《墓誌の例》

